

県立病院事業経営評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 県立病院改革プランの取組状況の点検・見直しや今後の病院経営のあり方についての検討等を行うため、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等で構成する「県立病院事業経営評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、意見・提言を行う。

- (1) 県立病院改革プランの進捗状況等に関すること
- (2) 毎年度の経営方針の進捗状況等に関すること
- (3) 今後の病院経営のあり方に関すること

(構成)

第3条 委員会の委員は、8名以内とし、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等の中から病院事業管理者が選任する。

2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、病院事業管理者が指名するものとする。

3 委員会は必要に応じ、委員長が召集する。

4 委員長は委員会を代表し、委員会の進行をつかさどる。

5 委員長に事故等あるときは、委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要に応じて専門的助言及び意見を得るため、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院局（病院経営課）において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。